

防災行政無線家庭用受信機で 家族みんなが毎日安心

市では防災体制整備の一環として各世帯に個別受信機の貸し出しを行っています。個別受信機は、万一の災害等に備え強風・豪雨・火災時など市役所からの緊急放送（情報）の聞き漏らし防止を図るもので、1世帯に1台無償で貸与しておりますが、電気料と停電時のための電池代は各世帯の負担となります。

使用の際の電源ランプは通常時は緑色が点灯。停電時やコンセントが外れている場合は赤色が点灯。また、電池の容量が少なくなった場合は点滅しますので、災害時の停電に備えて、乾電池を交換してください。乾電池は、単2・単3電池の場合は内蔵の乾電池アダプタを使用し、単1電池の場合はアダプタを取り外してご使用ください。

なお、設置のための申請書は市役所総務課に備えてありますので、設置がまだの方はお申し込みください。



◆お問い合わせ
総務課防災交通担当
(内線 339)

■健康診断実施場所
東京エレクトロン
葦崎文化ホール
葦崎市藤井町坂井205

市教育委員会では、来年4月に小学校へ入学する子ども（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ）を対象とした就学前の健康診断を実施します。
次の学校区ごとの日程で健康診断を行いますので、決められた日に必ず受診するようにお知らせします。

■通知および必要書類
対象となるお子さんをお持ちの保護者の方には、すでに通知と必要書類を送付して、必要事項の記入などをお願いしてあります。
まだ通知がお手元に届いていない場合は、教育委員会までご連絡をお願いします。

■お問い合わせ
葦崎市教育委員会
教育課学校教育担当
(内線 263・264)

◇健康診断日程

小学校区	日 時	検査項目
葦崎北西 甘 利 葦 崎 穂 坂 葦崎北東	10月14日 (水) 10月15日 (木)	・受付時間 13時～13時30分 ※時間厳守で お願いします。 ・実施時間 13時～15時30分
		内科・眼科・ 歯科・視力・ 聴力・言語・ 知能検査など



ハロー “ケリーのワンポイント英会話”

みなさんこんにちは！

私の名前はケリー・コートライトです。

8月から新しいALT（アシスタント・イングリッシュティーチャー）として姉妹都市のアメリカ、フェアフィールド市からやって来ました。葦崎には2005年の夏にホームステイで来て以来2回目なんです。大学はカリフォルニア大学バークレー校に行き、日本語を専攻しました。今月からこのコーナーを始めることになりましたのでよろしくをお願いします！

今回は「日本語と英語の違い（習慣の違いっていうんでしょうか）」を取り上げてみました。

日本語で電話していると、何度も「ケリー、聞こえますか？」って聞かれます。なぜだと思いますか？日本の方は、私たち英語圏の人に比べて会話中に何度も「あいづち」を打つのが習慣になっているみたいです。電話の時は、顔が見えないから特にそうですね。日本語だと「ええ、はい、

へー、そうそう」、英語だと「アイシー、アーハー」みたいな感じです。アメリカ人も日本人と同じで、聞き手にあいづちを打ってほしいと思っていますが、日本人ほどじゃありません。あんまりひんぱんにあいづちを打つとアメリカでは、NG（無作法だとされます）なんです。日本だと逆に真剣に聞いてくれてるって、みなさん思いますよね。全く逆の習慣です。

私もよ～く分かってるつもりなんですけど、つい忘れちゃうんですよねーあいづちを打つのを……。 「ケリー、聞こえてるっ？」 また言われちゃいました！！

では、また来月号でお会いしましょう！



“10月は国保強化月間”

国民健康保険

万一のときの大切な制度です



国民健康保険は、いざというときに備え、お互いみんなで助け合おうという大切な制度です。国保強化月間のこの機会に国保について考えてみませんか？

かかった医療費の負担割合は？

医療機関にかかる場合、医療費の3割を一部負担金として支払っていただきます。ただし、義務教育就学前まで（6歳の誕生日の以後最初の3月31日まで）の乳幼児は2割、また70歳以上の方は1割（現役並み所得者は3割）です。なお、70歳以上の方には保険証とは別に自己負担割合（1割又は3割）を示す高齢受給者証が交付されますので、必ず医療機関に提示して下さい。

また、重度医療・ひとり親・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については自己負担額が窓口で無料となります。

高額医療費の事前申請制度をご利用ください

医療費が高額になったとき

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として、あとから支給されます。しかし、事前に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関で提示することで自己負担限度額までの支払いで済みます。証の申請は国保医療担当窓口にて受け付けています。自己負担限度額は次表のとおりです。

70歳未満の方	上位所得者（基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯）	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算（83,400円）	
	一般世帯	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算（44,400円）	
	住民税非課税世帯	35,400円（24,600円）	
70歳以上の方		自己負担限度額外来＋入院 外来（個人ごと）	（世帯ごと）
	一定以上所得者（平均的収入以上の所得がある方とその世帯の方）	44,400円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算（44,400円）
	一般世帯	12,000円	44,400円
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ	15,000円

※（）内は過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の自己負担限度額。

※低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者

※低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税となる者

※75歳になる月に限って国保と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担額を1/2とする特例措置があります。（ただし1日生まれの方は対象になりません。）



（各年度とも4月1日現在）

	18年度	19年度	20年度
市の人口	33,085人	32,629人	32,359人
市の世帯数	12,341世帯	12,275世帯	12,293世帯
国保加入者	11,738人	11,329人	8,644人
後期高齢者 （19年度以前は老人保健）	2,856人	2,724人	3,615人
国保加入世帯数	6,017世帯	5,980世帯	4,654世帯

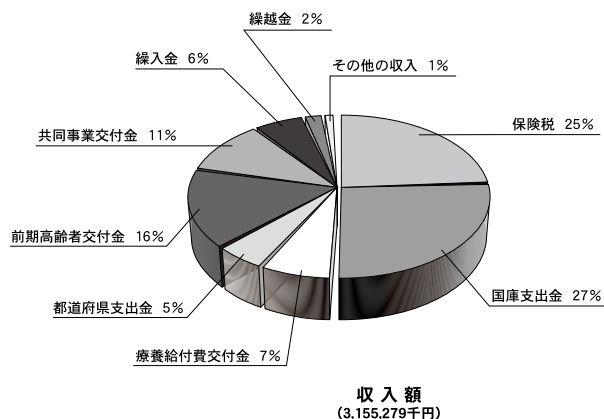
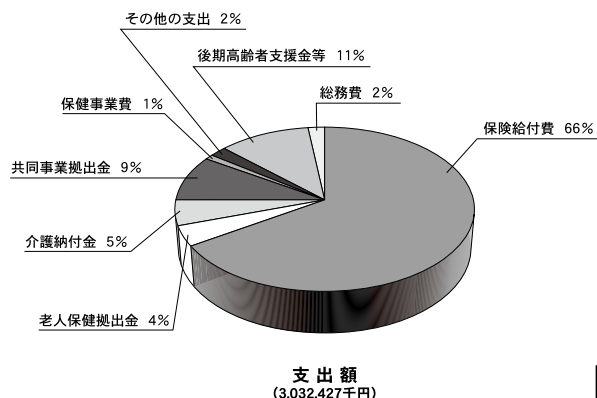
葦崎市国保の加入状況
国保の加入者、世帯ともに20年4月から75歳以上（65歳以上で一定の障害がある方も含む）の方が後期高齢者医療制度に移行したことから、大幅に減少しました。

平成20年度 国保会計収支決算の状況

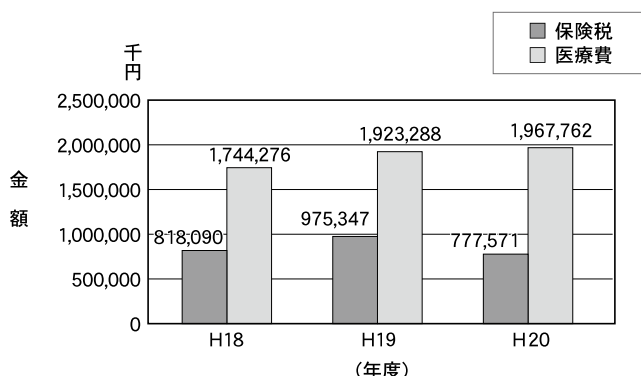
〈国保の財源とその使いみち〉

保険税は国保会計の基礎となる最も大切な財源で、全収入の1/4を占めています。国保に加入している方は、「給付を受ける権利」があると同時に「保険税を支払う義務」があります。必ず納期限までに納めましょう。

また、納付が困難な方は、保険税を滞納しておかずに一度相談してみてください。



国保税と医療費等の関係



平成19年度は国保税の税率改定により税収額が増加しましたが、20年度は後期高齢者医療制度へ75歳以上の被保険者が移行したため減収となりました。

一方で、医療費は被保険者が減ったにもかかわらず増加しています。積極的に健診を受診して、早期発見早期治療により医療費の削減に協力ください。

国保税と医療費の推移

■お問い合わせ

市民課国保医療担当
(内線 127 ~ 129)

今月の納税

税目	納期限
市県民税 (普通徴収) 第3期	11月2日 (月)
国民健康保険税 第4期	
介護保険料 (普通徴収) 第4期	
後期高齢者医療保険料 第4期	

「口座からの引き落としは
10月30日(金) ご注意ください！」

■お問い合わせ

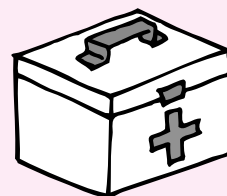
収納課 (内線 163 ~ 166)

医療費負担を少しでも軽く！ 家計にやさしいジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を含み効能・効果、用法、用量が原則的に新薬と同等と認められる後発医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は新薬で既に治験済みの有効成分を使うため、開発に要する経費・期間が少なくなります。

このため新薬より製造原価が安価になり約3割～7割程度ですみます。すべての病気の治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんが、医師や薬剤師に相談のうえジェネリック医薬品を選び、医療費の節約に役立ててください。



出産育児一時金の支給額と

請求方法が変わります。

10月1日より出産育児一時金の支給額を4万円引き上げます。

(22年度までの暫定措置)

◆産科医療補償制度加入

機関で出産した場合

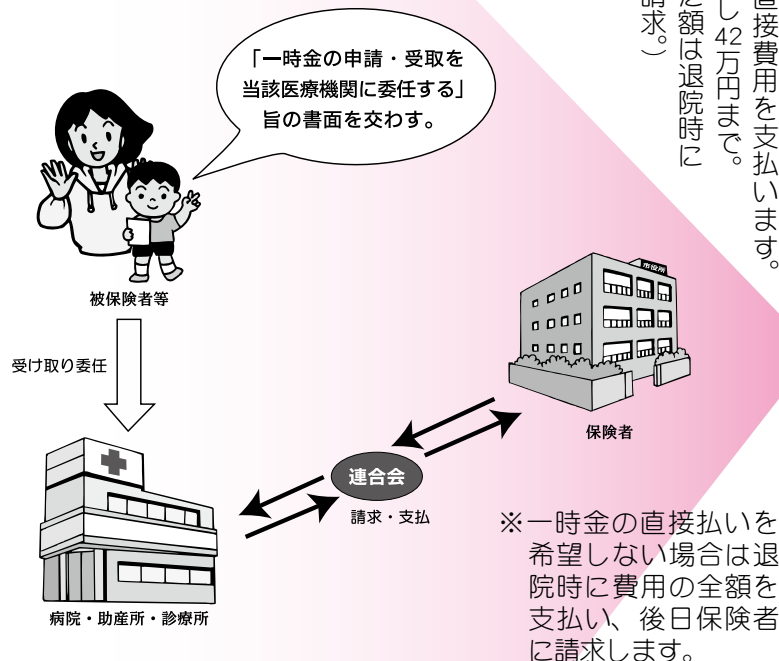
38万円→42万円

また、現行の受取代理制度を改め、入院する際に医療機関等の窓口で書面を交わすだけで保険者が医療機関へ直接費用を支払います。

(ただし42万円まで。超えた額は退院時に実費請求。)

※詳しくは市民課国保医療担当または、出産される病院などへお問い合わせください。(被用者保険の方は各加入保険へお問い合わせください。)

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
(内線1275129)



ごみステーション キレイに使っていますか？

市では家庭より排出されたごみなどを「ごみ・資源物収集日程表」に従い回収を行っています。

家庭ごみを排出する場所である「ごみステーション」は、それぞれ利用している皆さまに管理していただいています。が、ルールを守らずに回収できないモノ・分別ができていないモノ・収集日でないモノ、などが出されている事が数多くあります。これは、ごみの収集運搬作業に影響があるのはもちろんのこと、ほかの方の迷惑にもなります。

市へはごみステーションについての苦情が多数寄せられていますが、使用しているのも管理しているのも利用している皆さまです。一人一人の心掛けが、あなたの街をきれいにします。ルールに従ったごみの排出をお願いします。



■お問い合わせ

市民課環境政策担当

(内線1311132)

「モデル家庭」募集！

「モデル家庭」募集！

平成15年3月に策定された韮崎市男女共同参画プランでは、「私たちの暮らしの中や意識の中に形成された性差別に気づき、それらをなくし、男女が互いの人権を尊重しながら、家庭や地域や職場で、男女がそれぞれの能力を最大に発揮し、共に責任を負う男女共同参画社会づくりを目指しましょう」と示しています。

昨年11月に、家族が、支えあいと思いやりの心をもって互いを尊重し、明るい家族づくりを図るための『モデル家庭』を募集し、6家庭を認定しました。本年度も引き続き『モデル家庭』を募集します。

ここでの『モデル家庭』とは、家事を性で固定化しない家庭のことをいい、夫婦で家事に自立することで、安心と思いやりの家庭づくり、夫婦づくりを図るものです。具体的には、夫婦が互いの家事5項目(清掃、洗濯、食事の支度、食事の後片付け、ゴミ捨て)への参画度をチェックし、向こう一年間の目標値を定めて取り組むことです。

お気軽にご応募ください。ご応募お待ちしております！

■募集要項

- 応募条件：韮崎市内に住む夫婦
- 募集数：10世帯程度
- 募集期間：10月5日(月)～20日(火)まで
- 認定期間：認定から1年間

■お問い合わせ・応募先

企画財政課 企画推進担当 (内線355～357)



